

令和8年度 豊田市立本城小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

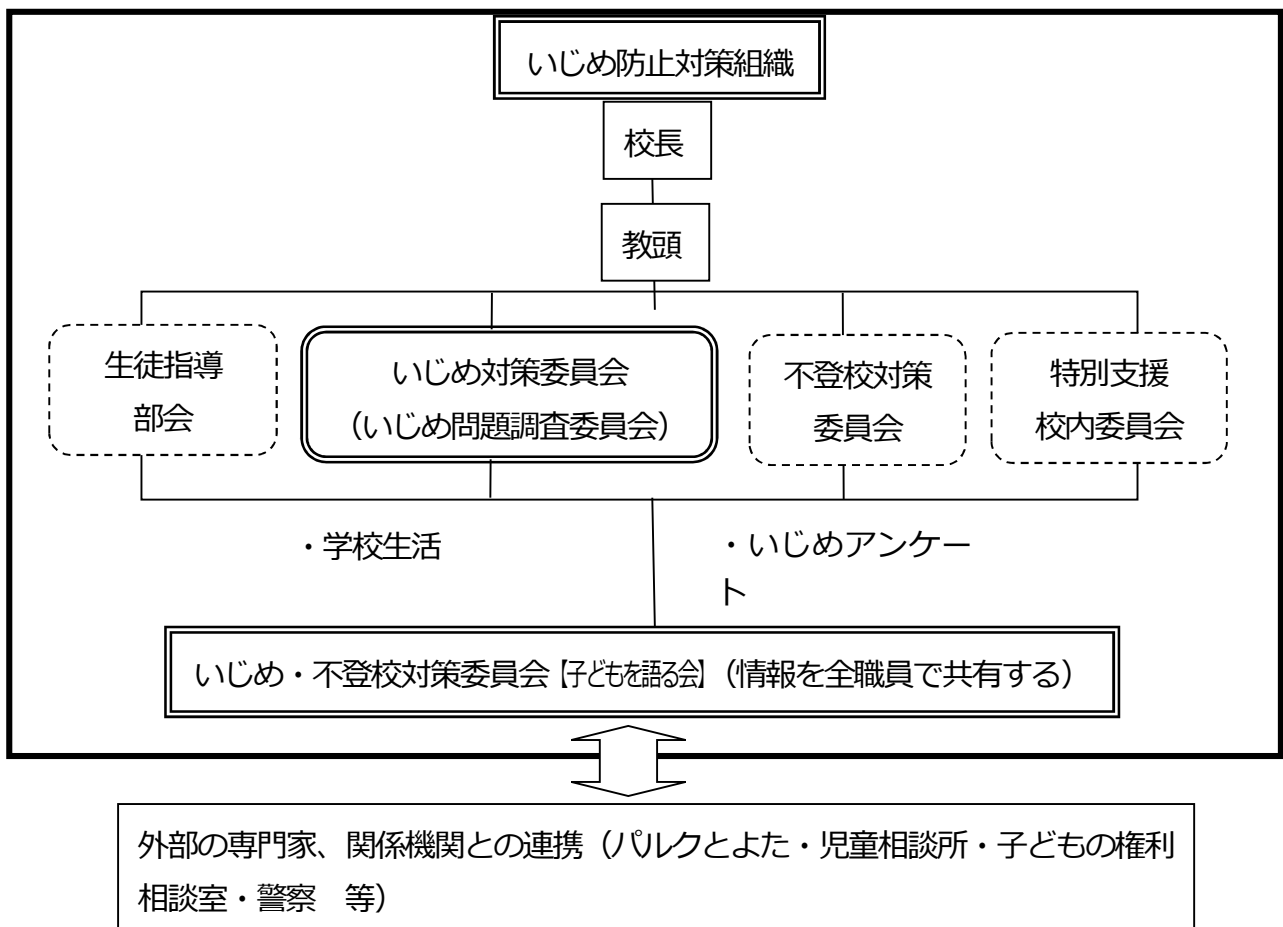
いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめの防止等に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そこで本校は、「ふるさとに愛着と誇りをもてる子の育成」や「豊かな心を育てる取組」「集会や委員会活動の充実による主体的な活動」を通しながら、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策のための組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「(子どもを語る会) いじめ・不登校対策委員会」を設置し、組織としていじめの防止やいじめへの対策をすすめる。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割と開催時期

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめの防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止等の取組に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめの防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ・学級通信等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

オ 開催時期

- ・月末の月曜日または木曜日に定期的で開催し、児童の様子について職員の共通理解を図る。
- ・いじめの事実への対応のため、「いじめがあった時点」あるいは「いじめの疑いがあるとの情報があった時点」で、早急に「いじめ対策委員会」を開催する。
- ・その後は、必要に応じて適宜開催をする。

(2) いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞		
○校長	○教頭（教育相談コーディネーター兼務）	
○教務主任	○教育相談主任	○生徒指導主任
○学級担任	○養護教諭	
※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える		
○スクールカウンセラー	○スクールソーシャルワーカー	
○主任児童委員	○学校アドバイザー	○PTA代表者 等

(3) 子どもを語る会（本城っ子を語る会）の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」開催時期

- ・月末の月曜日または木曜日に開催し、児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止への取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、伝統文化に触れ合うことで互いに認め合い、共に成長していく学校づくりを進める。全校で小原和紙の制作に取り組むことで、和紙工芸の難しさや素晴らしさを共に体感しながら、ふるさとの文化に誇りがもてる児童を育てる。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む活動に努める。地域に伝わる打ちはやしを受け継ぎ、その伝承のために全校児童が、笛や太鼓の練習に取り組む。異学年集団で活動する中で、温かい人間関係づくりに努める。運動会や住民が多く集う「四季桜まつり」などで発表の場をもち、自己肯定感や自己有用感を育む。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ① 読書の推進
毎週2回を朝の読書タイムとして、読書の習慣化を図る。「本城っ子必読図書」を学年に応じて決め、幅広い分野の本を読み、豊かな心を育む。保護者や地域のボランティアによる読み聞かせを月2回程度行い、心に栄養を補充する。
 - ② 四気桜カードの推進
「ありがとう」「すごいね」「ごめんなさい」「びっくりしたよ」の四つの気持ちを桜カードに書く。書いたものは、児童玄関の大きな木に掲示し、常に見ることのできる桜の大木にする。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについて理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 児童の個性等、感染症などに関連することへのいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

- カ いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。
- キ すべての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

(2) いじめの早期発見への取組

- ア 心のアンケート（児童・保護者向け）を（6月、10月、2月、の年3回）実施し、その後、アンケートをもとに教育相談を行い、小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりをするために、日常における児童の観察や記録を行い、教師間の連携を図りながら、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 月に1回職員会議後に「教職員チェックシート」による点検や hiper-QU の実施の結果から学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「本城っ子を語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見やいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けたものは速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童の安全を確保し、対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ 対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等を連携し、適切な助言等を受ける。
- キ いじめが起きた集団への働きかけを行い、「いじめを見過ごさない」「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を示し、温かい雰囲気づくりに努め、いじめを新たに生み出さない集団づくりを行う。
- ク 学校外で発生したいじめについて、放課後児童クラブ等児童が所属する団体と連携して対応、指導、見守りを行う。
- ケ ネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめが解消したと判断する目安〉

- ・いじめに係る行為が止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめはないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (2) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に対して説明する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）する。いじめ対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめの防止等に関する校内研修（OJT研修）を計画し、児童生徒理解やいじめの防止等に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は5月に保護者へ配付するとともに学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前指導を行い、休業中のいじめの未然防止やいじめの早期発見に取り組む。
- (4) 「心のアンケート」は実施後、5年間保管する。
- (5) いじめのサイン発見チェックシートを5月に保護者に配り、学校と家庭で連携していじめの早期発見・解決に役立てる。

